

平成 2 8 年 第 8 回 教育 委員会

定例会 議事録

平成 2 8 年 8 月 4 日

東久留米市教育委員会

平成28年第8回教育委員会定例会

平成28年8月4日午前9時30分開会
市役所6階 602会議室

- 議題 (1) 議案第24号 平成29年度使用東久留米市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について
- (2) 議案第25号 「平成28年度(平成27年度分)東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」の策定について
- (3) 議案第26号 平成28年度東久留米市一般会計(教育費)9月補正予算(案)について
- (4) 諸報告
- ①市立小学校体育科及び中学校保健体育科の実施状況調査の報告について
 - ②請願の受理
 - ③その他

出席者(5人)

教 育 長	直 原 裕
委 員	尾 関 謙一郎
(教育長職務代理者)	
委 員	名 取 はにわ
委 員	細 田 初 雄
委 員	細 川 雅 代

東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	師 岡 範 昭
指 導 室 長	宍 戸 敏 和
教 育 総 務 課 長	小 島 信 行
学 務 課 長	廣 瀬 朋 子
生 涯 学 習 課 長	市 澤 信 明
図 書 館 長	岡 野 知 子
主幹・統括指導主事	富 永 大 優
調査委員会委員長	松 田 正

事務局職員出席者

庶 務 係 長	鳥 越 富 貴
---------	---------

傍聴者 7人

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前9時30分)

- 直原教育長 これより平成28年第8回教育委員会定例会を開会します。本日は全員出席です。

◎議事録署名委員の指名

- 直原教育長 議事録の署名についてです。本日の議事録の署名は細川委員にお願いします。
○細川委員 はい。

◎傍聴の許可

- 直原教育長 傍聴の許可に入ります。傍聴の方はいらっしゃいますか。
○鳥越係長 いらっしゃいます。
○直原教育長 お入りいただきます。

(傍聴者 入室)

◎議事録の承認

- 直原教育長 議事録の承認に入ります。平成28年6月27日に開催した第6回臨時会の議事録について、ご確認いただきました。細川委員から修正のご連絡をいただきましたが、ほかはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

異議なしと認め、議事録は承認されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 直原教育長 議事に入ります。「議案第24号 平成29年度使用東久留米市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。
○師岡教育部長 「議案第24号 平成29年度使用東久留米市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について」、上記の議案を提出する。平成28年8月4日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由ですが、平成29年度に東久留米市立小中学校特別支援学級が使用する教科用図書の採択を行う必要があるためです。詳しくは指導室長から説明します。
○宍戸指導室長 東久留米市教科用図書採択要綱第15条の2、特別支援学級で使用する教科用図書の採択についての規定に基づき、「平成29年度使用東久留米市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択」に係る事務手続きを進めてきました。委員の皆様には各校から申請のありました調査資料とその見本本を用意しています。それでは、特別支援学級使用教科用図書選定調査委員会の委員長から説明してもらいますがよろしいでしょうか。
○直原教育長 お願いします。暫時休憩します。

(休憩 午前9時34分)

(再開 午前9時35分)

(松田選定調査委員会委員長着席)

- 直原教育長 再開します。選定調査委員会の松田委員長、一般図書の調査を取りまとめている

ただきありがとうございます。まずは調査の経緯等をご報告いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○**松田委員長** 私は、特別支援学級使用教科用図書選定調査委員会の委員長を務めました東中学校校長の松田です。よろしくお願いします。

まずは委員会の開催経過と協議の内容について説明します。5月12日（木曜日）の午前11時から、第1回特別支援学級使用教科用図書選定調査委員会を開催しました。特別支援学級設置小学校4校と中学校3校の計7校の校長が出席して会が成立し、委員長を選出しました。その結果、私がお任を受けました。続いて、教育委員会事務局から趣旨説明がありました。そして、特別支援学級設置校別資料作成委員会に資料の作成を依頼することとしました。

次に、7月21（木曜日）の午後3時30分から、第2回特別支援学級使用教科用図書選定調査委員会を開催しました。各学校が教科用図書として使用を希望する一般図書の調査資料について検討を行いました。その際、本選定調査委員会では東久留米市教科用図書採択要綱実施細目に則り、①内容、②構成・分量、③表記・表現、④その他という4観点に加え、次の視点を念頭に資料が適切かどうか調査しました。一つは、児童・生徒一人一人の障害の程度が違うので、その実態に応じて最もふさわしい内容のものを選定すること。二つは、可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容を持つ図書であること。三つは、上学年で使用することとなる教科用図書との関連性を考慮すること。さらに、教科用として使用する上で適切な体裁の図書であること。例えば、音声のみによる教材、ジグソーパズル型、切り絵工作型などの、図書としての体裁をなしていないものについては除いています。その結果、各校から提出された資料は適切であると判断されました。

本日、各学校から申請が出ている「平成29年度特別支援学級使用教科用図書一覧」と、選定調査委員会で適切であると判断された調査資料を配布しています。また、若干の見本も用意しています。ご参考にしてください。以上で報告を終わります。

○**直原教育長** 松田委員長、ありがとうございました。それでは、松田委員長に各委員の皆さんからご質問がありましたらお出しいただきたいと思います。

○**細田委員** 報告書を作成するに当たっての観点や、調査における留意点については分かりました。また、これから採択するに当たっての留意する事項も分かりました。各校の資料を拝見すると、「くらしに役立つ国語」や「ゆっくり学ぶ子のためのさんすう」という題名の一般図書があります。ここに報告された一般図書にはどのような特徴がありますか。

○**松田委員長** 例えば、子どもたちの将来を見据え、実生活に即した題材を取り扱っているのが特徴の一つです。また、身近な素材やできごとを取り上げて、児童・生徒に親しみやすくしています。学年が上がっても対応できるように内容が系統的に配置されたシリーズになっている、そういうところも特徴になっています。

○**細田委員** 通常学級の検定本を教科書として使用する場合がありますが、どのように使用するのですか。

○**松田委員長** 特別支援学級の児童・生徒には、一人一人適した指導が必要となります。そのため、児童・生徒によっては学習内容の習得状況に応じて、検定本が適当である場合があります。また、通常学級と交流学习を実施している場合、他の子どもたちと同じ教科書を使用し学習することで学習意欲が高まり、理解が深まる場合があります。そのような場合は、一

般図書ではなく検定本を使用しています。

- 細川委員 神宝小学校、西中学校、中央中学校の一覧の中に「文部科学省著作教科書」がありますが、検定本と何が違うのでしょうか。
- 松田委員長 教科書発行者が作成した教科用図書のうち、文部科学大臣の検定を経たものを「文部科学省検定済教科書」、いわゆる「検定本」と言います。一方、一覧にあります「文部科学省著作教科書」は、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書になります。この「文部科学省著作教科書」は、児童・生徒の発達段階に応じて「☆（ほし）」の数で示していることから通称「☆本（ほしぼん）」とも呼ばれています。「☆（ほし）」の数が多くなるほど難易度が高くなります。
- 細川委員 「文部科学省著作教科書」は、都立特別支援学校で主に使用されている教科書なのでしょうか。
- 松田委員長 東京都教育委員会の、平成28年度使用都立特別支援学校用教科書採択についての報告を見た限りでは都立特別支援学校でも採択し、使用されていることが分かります。ただし、検定本や一般図書も採択されているので、一律に「文部科学省著作教科書」を使用しているわけではないと思われれます。児童・生徒の発達段階に応じて、検定本や一般図書とも比較しながら、一人一人に適した指導ができるよう教科用図書を選んでいる点では、本市と同じであると考えます。
- 細川委員 第三小学校と神宝小学校の一覧を見ますと、6年生は国語、社会、算数、理科ともに検定本と一般図書両方が選定されています。これはどのような理由からですか。
- 松田委員長 同学年に複数の児童・生徒が在籍している場合、ある子には検定本を、また、別の子には一般図書を配布することがあります。それは、一人一人の発達段階や実態に応じて、ふさわしい教科用図書を選定したことによります。
- 名取委員 中学校では1年生の社会で検定本を選んでいるようですが、これには何か理由がありますか。
- 松田委員長 中学校の社会で選んでいる検定本は、主に「地図帳」になります。「地図帳」については各県の位置情報に加え、特産品や人口などの情報が豊富に掲載されており、他の学習でも活用できます。また、さまざまな種類の地図や統計資料も掲載されており、視覚的にも理解ができるからです。
- 名取委員 教育委員の控室にはこれらの見本本が用意されています。全部そろっていたわけではありませんが、採択に当たり事前に拝見しました。
小学校と中学校とで同じ本を選んでいるところがありますが、学校の一般図書と小学校との接続等について考えると同じ本であることが不思議に思いました。その辺の理由について教えてください。
- 松田委員長 本校の中学校にも小学校の一般図書があります。これは生徒一人一人の発達段階に合わせて指導する場合、どうしても必要になってきますので使用しています。
- 直原教育長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは松田委員長への質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

(松田選定調査委員会委員長 退席)

再開します。

続いて、事務局に対してご質問がありましたらどうぞ。

○尾関委員 松田委員長の説明から、学習の定着状況や障害の程度に応じて適切な教科用図書を選定しなければいけないことが非常によく分かりました。普通の教科書に比べて、一般図書からも教科用図書を選定するのは非常に苦労があったと思います。特に、一般図書からはどのように選ぶのですか。その工夫や方式について普通の教科書選定とは違うと思いますので伺います。

○穴戸指導室長 これまでの経緯を含めて説明します。まず、5月19日（木曜日）に特別支援学級設置校別資料作成委員会において、一般図書の採択に当たって、学校教育法附則第9条に基づき、児童・生徒の障害の状態や特性等を十分に考慮するように指導しました。また、東京都教育委員会が、平成28年度東京都教科用図書選定審議会の答申に基づいて調査を実施し、まとめた「平成29年度使用 特別支援教育教科書調査研究資料」を特別支援学級担任に提供し、教科用図書としてふさわしいものを検討しました。6月20日（月曜日）には、特別支援学級担任研修会において、特別支援学級担任の教員が水道橋にある東京都教職員研修センターで開催していました「教科書展示会」に参加し、実際に一般図書を閲覧し、内容を検討しました。

○尾関委員 定着状況や障害の程度に応じてということは分かるのですが、発達段階に合ったものを選ぶためには、何か基準になるものが必要になってくると思います。どのような基準が必要になっているのですか。

○穴戸指導室長 発達段階については、おおよそ3段階に分けて一般図書の選定に役立てています。一つは、話し言葉はないけれど、ものごとへ興味や関心が出始め、簡単な弁別が可能な段階。二つは、話し言葉を持ち、文字の読み書きに興味を持ち始め、ものごとの初歩的な概念が分かる段階。三つは、簡単な読み書きが可能であるけれども、学年相応の検定済教科書や文部科学省著作教科書では学習が困難な段階です。先ほど申し上げた教科書研究の際にも、先生方がこの基準を念頭に教科書研究を行ったことで、より多くの選択肢の中から選定ができたと考えられます。

○直原教育長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。これで質疑を終了し、採決に入ります。採決の仕方ですが、先ほど松田委員長から、調査の経緯、一般図書選定の必要性などについて報告をいただきましたが、採択については1校ずつ行いたいと思います。

（「異議なし」の声あり）

それでは、そのようにさせていただきます。「議案第24号 平成29年度使用東久留米市立小中学校特別支援学級教科用図書の採択について」の採決に入ります。議案資料を順番にご覧いただきたいと思います。初めに第三小学校についてです。第三小学校の教科用図書について、一覧にあるものでよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員挙手です。

次に、第七小学校です。第七小学校の教科用図書について、一覧にあるものでよろしいでしょうか。よろしければ挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員挙手です。

次に、神宝小学校です。神宝小学校の教科用図書について、一覧にあるものでよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員挙手です。

次に、南町小学校です。南町小学校の教科用図書について、一覧にあるものでよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員挙手です。

続いて中学校です。初めに東中学校です。東中学校の教科用図書について、一覧にあるものでよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員挙手です。

次に、西中学校です。西中学校の教科用図書について、一覧にあるものでよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員挙手です。

最後に中央中学校です。中央中学校の教科用図書について、一覧にあるものでよろしいでしょうか。挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員挙手です。以上、各校ごとに各委員のご賛同を得られましたので、議案第24号は可決することに決しました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○直原教育長 次の議題に入ります。「議案第25号 「平成28年度（平成27年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」の策定について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○師岡教育部長 「議案第25号 「平成28年度（平成27年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」の策定について」、上記議案を提出する。平成28年8月4日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その報告書を議会に提出するとともに公表することが義務付けられているためです。詳しくは教育総務課長から説明します。

○小島教育総務課長 「平成28年度（平成27年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」の策定について」説明します。

「平成28年度（平成27年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」は、平成26年度から30年度までの5カ年を計画期間とする「東久留米市教育振興基本計画」を達成するために策定した「平成27年度事業計画」の70の事業を対象としています。教育委員会の各所管課が取り組み状況についての「実績」「評価」「今後の方向」の案を作成し、前回第7回定例会において教育委員の皆様概要を説明しました。また、有識者に対しては6月24日の説明会において同様に説明を行い、それらをもとに有識者に評価していただきました。そして、その有識者による評価も

含めて、最終的に、本日、教育委員会に判断していただくものです。

報告書の構成について説明します。70の対象事業の一覧は2ページから8ページまでに掲載しています。9ページからは70の事業の個別シートになります。

1ページにお戻りください。下段になりますが《取組状況の評価》は「前進」「進行中」「停滞」の3段階、《今後の方向》は「拡充」「継続」「改善」「縮小」の4段階で、平成25年度の「第24年度分の評価」からこの評価形式を用いています。

続いて、81ページ以降をご覧ください。報告書の策定に当たっては、元聖徳大学大学院教職研究科の宮下先生と日本体育大学の角屋先生に外部評価を依頼しています。先生方には6月24日に本市においていただき、実際に西中学校の授業を視察していただいています。また、同日、市役所において報告主についての説明会を開催し、先生方からご質問やご意見をいただきました。有識者の評価は82ページ以降をご覧ください。宮下先生からは、総括などところで総合教育会議の開催、大綱と教育振興計画との整合性が図られ、積極的に施策推進が行われていることを高く評価したい。また、「取組内容」と「評価及び今後の方向性について」説明の機会が設定された。同時に学校訪問、授業参観、校長による学校教育の現状等についての説明と意見交換が行われた。「透明性の確保」という視点から相互理解が得られる前向きな取り組みが行われているなど。角屋先生からは、確かな学力の育成で「東京ベーシックドリル」などの活用は、学力の基本である「繰り返し」の学習態度を育成するためには、評価できる施策である。徹底した繰り返し学習を推進するという施策は高く評価できるなど、おおむね「良」という評価をいただきましたが、幾つかの指摘もいただいています。平成28年度現在の事業に反映していけるものはそのように改善していきたいと思ひますし、今後、検討が必要になるご指摘については改めて精査させていただくなど、より良い教育行政を推進していきたいと考えています。

今後の予定ですが、本日、ご承認いただければ9月の市議会に報告し、ホームページ等で公表していきたいと考えています。説明は以上です。

○直原教育長 本件については前回の会議で内容について説明しましたが、その後、有識者からの評価もいただいたところです。それらを含め、ご質問等がありましたらお出しいただきたいと思ひます。

○名取委員 質問ではありません。既に意見はいろいろお出しし、それに対しては適切に修文されていると思ひます。今回の取組状況全般を見ると、東久留米市はとても頑張っていると思ひました。学力向上のために土曜塾を拡大したり、東京ベーシックドリルを国語でも使うとか、着々と進んでいるという感じがします。また、放課後子供教室を推進しているし、スクールカウンセラーが全校の児童に面接することも始まりました。

しかし、宮下先生のご意見を出されているように、やはりいじめはあります。いじめ問題対策連絡協議会やいじめ問題対策委員会は開催されていますが、いじめの発端の対応には、ソーシャルワーカーと相談を受けられる教育相談室とのさらなる連携について指摘されていますので、この辺りはとても大事なご指摘だと思ひます。

また、本市の図書館は非常によく頑張っています。意見の出しようがないくらい充実した事業を展開していますし、今後の展望についてもきちんと書かれています。さらに期待しています。これ以外でも総体として頑張っているのだと思ひますが、宮下先生のご指摘を十分真摯に受けとめて、以後、一層努力していただきたいと思ひます。

○尾関委員 宮下先生の指摘の中に、評価項目について触れられているところがあります。

「『今後の方向』の評価基準については質と量ともに、基準を明確にしたほうが良いのではないか。現在は『これまでの水準を超える』『これまでの水準を維持して』といった、抽象的な観点で示されている」とあります。宮下先生からは以前にもこういった指摘を受けています。内容によっては基準が明確に示せないものもあると思いますが、質と量に係るもので数字が出せる場合は示し、今後の方向性や成果を明確に評価できるように記述してもらいたいと思います。ぜひ改善をお願いします。

○直原教育長 その点について事務局から何かありますか。

○小島教育総務課長 尾関委員のご意見はおっしゃるとおりでして、前回も「抽象的な表現はもう少し具体的にならないか」というご意見がありました。評価項目については事務局でも例年取り上げていますが、具体的な変更はまだできていません。引き続き、各所管課とで検討していきます。また、取組内容の記述には前年度2～3年分ぐらいのデータを挙げて具体的に示し、また、表やグラフなどを取り入れるなどの「見える化」を進めて分かりやすくし、少しでも改善できたらと思っています。

○直原教育長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは採決に入ります。「議案第25号 「平成28年度（平成27年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」の策定について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手です。よって、議案第25号は承認することに決しました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○直原教育長 次の議題に入ります。「議案第26号 平成28年度東久留米市一般会計（教育費）9月補正予算（案）について」を議題とします。教育部長から説明をお願いします。

○師岡教育部長 「議案第26号 平成28年度東久留米市一般会計（教育費）9月補正予算（案）について」、上記議案を提出する。平成28年8月4日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長に教育委員会の意見を述べる必要があるためです。こちらについては指導室長並びに生涯学習課長から説明します。

○穴戸指導室長 先ず指導室からです。《減額補正を行うもの》として、東京都の委託事業である「言語能力向上拠点校事業」があります。当初予算で50万円を計上していましたが、該当校がありませんでしたので、補正予算において減額補正するものです。次に、《歳入予算は変わらず歳出予算の組換えを行うもの》が2件あります。第1は、東京都の委託事業である「道徳教育推進拠点校事業」です。この事業では、各区市町村の道徳教育推進の中核的な役割を担う学校を「東京都道徳教育推進拠点校」として位置付け、委託費が交付されます。本市では第三小学校と西中学校が指定を受けました。第2は、同じく東京都の委託事業である「学力ステップアップ推進地域指定事業」です。この事業は、都内10区市町村を「学力ステップアップ推進地域」として指定し、基礎学力定着アドバイザーによる校内研修や研究授業等を通じた教員への支援、また、外部指導員による児童・生徒への補習を行うものです。いずれも事業費内訳については当初予算計上時から変更が生じているため、補正予算により

歳出予算の組みかえを行うものです。歳入については東京都の委託予算事業であるため、事業費の10/10が見込まれています。続いて、《歳入予算・歳出予算のいずれも変更あるもの》が3件あります。第1は、東京都の委託事業である「人権尊重教育推進校事業」です。本事業は、昨年度から第一小学校が指定を受けています。委託金額が昨年度まで36万5,000円でしたが、今年度は34万9,000円に減額となりました。そこで歳入・歳出ともに減額補正を行います。第2は、東京都の委託事業である「日本の伝統・文化の良さを発信する能力・態度の育成事業」です。本事業は、昨年度までの委託金額50万円で当初予算に計上していましたが、今年度は1校当たり20万円に減額されました。また、当初は指定校1校と見込んでいましたが、平成27年度末に2校の指定を受けましたので、歳入・歳出とも減額補正を行います。第3は、東京都の委託事業である「オリンピック・パラリンピック教育推進校事業」です。本事業は今年度都内全校で行うことになり、委託金額が1校当たり昨年度の50万円から今年度30万円に減額されました。そこで歳入・歳出ともに減額補正を行います。ただし、南中学校だけは重点校に指定されましたので、同校のみ委託金額が50万円となります。事業費内訳については、三つの事業ともに当初予算計上時から変更が生じているため、補正予算により歳出予算の組みかえを行うものです。歳入については、東京都の委託事業であるため事業費の10/10が見込まれています。最後になりますが、《新たに歳出予算を計上するもの》として「教育センターとの契約更新に伴う原状回復工事及び環境整備事業」です。平成29年度以降の教育センターの施設利用方針については、前回の教育委員会でご説明したとおりです。そのことに伴いまして、以下の6点の作業が必要となります。第1に、5階の研修室・教育資料室及び4階の事務室を原状回復して法人へ返還します。第2に、教育資料室の資料を整理して第三小学校の空き教室へ移設します。第3に、教育センターで不用となる備品類を再利用する学校等に搬出し、不要なものを売却、または廃棄します。第4に、事務室の机やキャビネットを新たな事務スペースに移設します。第5に、新たな事務スペースの環境を整備します。第6に、事務用コンピューターのサーバーを5階から4階に移設して、その環境を整備します。これらの経費を526万円と見込んで予算計上しました。全ての工程を今年度中に終了させるためには、最低でも半年の期間が必要となりますので、9月補正予算において計上する必要があります。

○市澤生涯学習課長 続いて、「東久留米市文化財修理費等補助事業」についてです。生涯学習課では、毎年、修理費等補助金要綱を制定し、市内文化財の修理費補助を行っています。今年度は市無形民俗文化財の1団体から、その衣装の劣化が著しく修理したいとの申し出がありました。当初予算にて補助金の支給を決定したところですが、決定後になりますが、柳窪の市指定有形民俗文化財3基（庚申塔、石橋供養塔、地藏菩薩）が置かれている土地の所有者から、相続により土地の売却を行うため、緊急に文化財を移転してほしいとの依頼が文化財所有者である柳窪自治会にありました。「3基の文化財の移転費用が高額になるため、補助金を支給してほしい」との申請が柳窪自治会から市教育委員会に寄せられたところですが、

この3基の文化財については市の貴重な指定文化財ですので、緊急に移転を行わなければならない状況もあることから、9月補正予算において予算計上するものです。

○直原教育長 説明は以上ですが、ご質問等がありますでしょうか。

○名取委員 ただ今の説明の中で「衣装の劣化が著しいため」とありましたが、どういう文化財の衣装なのですか。

○市澤生涯学習課長 無形民俗文化財として、お祭りを継承している団体の法被等の衣装になります。

○直原教育長 ほかはよろしいでしょうか。

それでは採決に入ります。「議案第26号 平成28年度東久留米市一般会計（教育費）9月補正予算（案）について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

全員挙手です。よって、議案第26号は承認することに決しました。

以上で、予定していました議案の審議を終わります。

◎諸報告

○直原教育長 続いて諸報告に入ります。「①市立小学校体育科及び中学校保健体育科の実施状況調査の報告について」から、順次、報告をお願いします。指導室長、お願いします。

○穴戸指導室長 資料をご覧ください。近隣市の公立中学校における保健体育科保健分野の未実施事故を受け、本市では昨年度の実施状況について、全小・中学校に調査を行いました。その実施状況調査の結果を報告します。

先ず、小学校体育科の「保健」についてです。平成27年度の実施授業時数の平均は第3～4学年で9.5時間、第5～6学年で16.6時間となっています。小学校学習指導要領が示す授業時数は、第3学年及び第4学年において「2学年間で8単位時間程度」実施することについて、各校では適正に実施されていると言えます。また、第5学年及び第6学年において「2学年間で16単位時間程度」実施することについても、各校では適正に実施されていると言えます。次に、中学校保健体育科の保健分野についてです。平成27年度の実施授業時数の平均は43.5時間となっています。中学校学習指導要領が示す授業時数は「3学年間で、48年単位時間程度」実施することになってはいますが、別添の資料を見ていただくとお分かりのとおり、やや少ない学校があるものの、おおむね適正に実施されていると言えます。

続いて、中学校保健体育科の体育分野の「体育理論」についてです。平成27年度の実施授業時数の平均は第1学年で3時間、第2学年で4.1時間、第3学年で4.4時間となっています。中学校学習指導要領が示す授業時数は、「各学年で3単位時間以上」実施することになっており、各校適正に実施されていると言えます。

【平成28年度以降の本市の対応】には3点あります。1点目は、学習指導要領では、内容が他の領域等と重なる場合があることから「2学年間で8単位時間程度」「3学年間で48単位時間程度」などのように、「程度」が付けられています。しかし、「程度」の解釈が各学校により異なりますので、中学校保健体育科の保健分野の実施授業時数についてはやや少ない学校が見られました。そこで、本市では授業時数を明確にするため、平成28年度から「程度」は付けず「2学年間で8単位時間」「2学年間で16単位時間」、また、中学校では「3学年間で48時間」とします。2点目ですが、月ごと、学期ごとに提出される授業実施時数の報告書に、小学校は「保健」、中学校は「保健分野」及び「体育理論」の欄を別枠として新たに設定し、適正実施の徹底を図っていきます。また、各学校では、週ごとの指導計画の書き込み等を工夫し、管理職が確実に把握できるようにしていきます。3点目は、

授業時数のあり方についてです。国及び東京都の資料などを活用し、適正に実施されるように指導していきます。説明は以上です。

○直原教育長 本件について、ご質問あるいはご意見等がありますでしょうか。よろしいでしょうか。なければ次の「②請願の受理」に説明をお願いします。

○岡野図書館長 平成28年7月28日付で、東久留米市教育委員会宛ての請願を受理しましたので報告します。「東久留米市立中央図書館の運営に関する請願」ということで、請願事項は「東久留米市立中央図書館への指定管理者導入に反対します」というものです。請願者は東久留米市立図書館音訳ボランティアの皆様、佐藤光子さんほか15名の方です。

○直原教育長 中央図書館の今後の運営方法については、現在、教育委員会において検討しているところですので、この請願については、前回7月15日の教育委員会で受理したことを報告した3件の請願同様、教育委員会における検討結果に基づいて、後日、回答することとしたいと考えています。ほかにいかがですか。

○岡野図書館長 続いて、図書館から1件報告します。前回の教育委員会で概要をお伝えしていました、「平成28年度第2回東久留米市立図書館協議会」の概要録がまとまりましたので、本日、配付させていただきました。これまで図書館協議会の議事録は公開されていませんでしたが、公開について委員から強いご指摘がありました。順番が前後してしまいましたが、本日お配りした第2回概要録から公開していきます。

○名取委員 「公開」ということですが、どういう手段で、どのように公開されるのですか。

○岡野図書館長 図書館のホームページに載せていくことと、ウェブ上でご覧にならない方もいらっしゃると思いますので、各館に紙ベースでそろえることにします。本日以降、行う予定です。

○直原教育長 ほかにこの件についてはよろしいですか。ほかに報告事項はありますか。

○尾関委員 2点あります。一つは7月21日に東京自治会館で、東京都市教育長会による研修会が開催され、事務局と一緒に参加しました。千葉商科大学教授の宮崎緑国際教養学部学部長が講師で、「地球市民を育てる」という講演でした。特に、千葉商科大学では4月に入学して新入の学生に、授業が始まる前から全員に留学させているということでした。これに始まり、グローバル教育という観点からの話でした。来年度の東京都市教育長会の会長市には東久留米市になるということです。講師などの選定も行うということですが、人選一つとっても大変だという感想を持ちました。

もう1点ですが、先週7月29日に、軟式野球連盟主催で、第二小学校を中心に活動している少年野球の「クラウン」が、全日本学童大会に出場するというので、市長表敬訪問と壮行会をしてもらいました。教育長や教育委員会の管理職にも出席してもらいましたので、改めて御礼申し上げます。「クラウン」の代表である私から報告がてら一言御礼申し上げます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○直原教育長 以上をもちまして、平成28年第8回教育委員会定例会を閉会します。

(閉会 午前10時24分)

東久留米市教育委員会会議規則第28条の規定により、ここに署名する。

平成28年8月4日

教育長 直原 裕 (自 署)

署名委員 細川 雅代 (自 署)